

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 地域包括・在宅介護支援センター協議会運営要領

（目的）

第1条 この運営要領は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会部会・委員会及び協議会規程第8条に基づき、協議会運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（構成及び会員）

第2条 この協議会は、県内の在宅介護支援センター並びに地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を持って構成し、会員とする。

（事業）

第3条 本会は、県内の各支援センター及び関係機関等との連絡調整を行い、支援センターの機能を強化し、本県における高齢者福祉の充実を期するため、次の事業を行う。

- （1）支援センターの機能の充実に資する各種の調査、研究討議
- （2）各支援センターの活動の充実に資する情報の確保と提供
- （3）支援センターの職員の資質の向上を図るための各種研究
- （4）支援センター及び在宅介護サービス等に関する広報及び啓発
- （5）各支援センター及び関係機関等との連絡調整
- （6）その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第4条 本会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）委員 9名
- （4）監事 2名

（役員の選任）

第5条 委員は総会において次により選任する。

県北地区・2名、県中地区・2名、県南地区・1名、会津地区・2名
相双地区・1名、いわき地区・1名

- 2 会長及び副会長は、委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 監事は総会において選任する。

（役員会）

第6条 役員会は必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 役員会で協議する事項は次のとおりとする。

- （1）総会に付議する事項
- （2）その他、会長が附議した事項

(総 会)

第7条 総会は、会長が召集し、その議長となる。

2 総会で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) 運営要領の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他、会長が附議した事項

3 総会は、年1回以上開催する。

4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。

5 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び総会に付議される事項についての意思を表明した者は、出席者とみなす。

6 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第9条 本会の業務を円滑に行うため、委員会をおくことができる。

2 委員会は次のとおりとする。

- (1) 企画広報委員会
- (2) 研修委員会

3 委員は次により選出する。

(1) 企画広報委員会

　　県北地区・2名、県中地区・2名、県南地区・1名、会津地区・2名
　　相双地区・1名、いわき地区・1名

(2) 研修委員会

　　役員会において指名した者

4 各委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。

5 委員長、副委員長は委員の互選とする。

(支 部)

第10条 本会に支部をおくことができる。

2 支部の設置は、次の区分による。

- (1) 県北支部（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の区域）
- (2) 県中支部（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の区域）
- (3) 県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡の区域）
- (4) 会津支部（会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、南会津郡の区域）

(5) 相双支部（相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡の区域）

(6) いわき支部（いわき市の区域）

（経 費）

第 11 条 本会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 会費については、別に定める。

附 則

この運営要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 18 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この運営要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。